

質疑回答書

案件名		ICT支援業務委託							
質疑NO	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問内容	回答	
1	提案依頼書	P3	6	6.4	(4)		ICT支援員の資格要件に関して、提案書にて配置予定の支援員(人数・資格要件)を一覧化または体制表等で明示する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
2	募集要項	P2	3	(2)			本件業務に関して、一部業務の再委託を予定しているが、別途申請等を行う前提で許可頂ける認識で宜しいでしょうか。	浦安市契約事務規則第40条及び業務委託契約約款第4条の規定によるものとします。 (https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/nyusatsu/etc/1005061.html)	
3	募集要項	P2	2	(4)			各年度の経費に関して、月末締め1か月毎の請求書作成、貴市からの支払いをしていただくことは可能でしょうか。	可能です。	
4	提案依頼書	P2	6	6.1	(3)		最速で4月4日より訪問開始することを想定していますが、各校の4月の訪問希望日はいつ頃に判明しますか。	毎年度3月の初めには訪問予定を確定したいと考えています。	
5	提案依頼書	P2	6	6.1	(3)		各校との訪問日程調整は、履行期間前(4月1日以前)に実施することはできますか。	可能です。	
6	提案依頼書	P2	6	6.1	(1) (2) (3)	(1) (2) (3)	訪問不可能日の確認	夏季や年末年始等には、いわゆる閉庁日があると思いますが、すでに確定している閉庁日がありましたらご教示ください。	現在確定している日はありません。 <参考:令和6年度実績> 夏休み:7/20~8/25(休業日:8/13~8/16) 冬休み:12/24~1/5(休業日:12/26~1/5) 春休み:3/25~4/6
7	募集要項	別表2	/	/	/	/	提案点	別添「提案点評価表」は、どこに記載がありますか。	非公開となります。ただし、市が抱える課題に対する提案の内容や、また、追加提案などは評価のポイントになります。
8	提案依頼書	P2	5	(4)	①		報告書及び授業実践記録の作成と報告について	報告書は任意のフォーマットでよいでしょうか。	任意のフォーマットとしますが、支援員の毎日の支援内容についてわかりやすく簡潔な報告書の作成をお願いします。また、月ごとに学校別の成果と課題をわかりやすく簡潔にまとめた報告書の作成をお願いします。
9	提案依頼書	P2	5	(4)	①	(1)	報告書及び授業実践記録の作成と報告について	「月ごとにまとめた報告書」の提出期限は翌月20日でよいでしょうか。	よいです。ただし、必要に応じて別途協議します。
10	提案依頼書	P2	5	(4)	①	(2)	報告書及び授業実践記録の作成と報告について	集合研修の実施報告書は実施月の月次報告にまとめる形でよいでしょうか。	別のファイルとしてください。 支援員がおこなった集合研修の内容について、わかりやすく簡潔な報告書の作成をお願いします。

質疑回答書

案件名		ICT支援業務委託									
質疑NO	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問内容	回答			
11	提案依頼書	P2	5	(4)	① (2)	報告書及び授業実践記録の作成と報告について	ICT活用の授業実践記録は任意のフォーマットでよいでしょうか。	よいです。教職員にも共有しますので、教職員が授業実践に活用しやすいように作成をお願いします。 なお、現在の実践記録には「学年」「教科」「単元名」「使用した器材」「授業月」「学校名」「めあて、授業の流れ、授業の内容、活用モデル、使用器材」「ICTを使うことのメリット、先生や子供たちの様子」「活動写真とその説明」の記載があります。また、各実践事例については、A4の1枚でまとめられています。			
12	提案依頼書	P2	6	6.1	(1)	ICT支援員配置	「市立小中学校26校に週1回以上の支援」について、月4回(年48回/校)、合計1248回という理解でよいでしょうか。	基本的には、「小中学校26校に週1回以上の支援」を最低限の回数とし、それ以上は提案の範囲とします。 ただし、やむを得ない事由等により、日程を変更する場合は別途協議します。			
13	提案依頼書	P2	6	6.1	(1)	ICT支援員配置	浦安中学校分教室への訪問について、26校への派遣とは別に、週1回(月4回、年48回)の訪問を行うという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、浦安中学校分教室への訪問については、最低限週1回とし、それ以上は提案の範囲とします。			
14	提案依頼書	P2	6	6.1	(3)	ICT支援員配置	採用状況により4月からの訪問が難しい場合、年間を通した訪問回数の調整を行えばよいでしょうか。	天災など受託者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合や学校が急遽休業になった場合などを除いて、4月からの訪問は必須です。			
15	提案依頼書	P3	6	6.1	(7)	ICT支援員配置	いちよう学級猫実、いちよう学級入船より訪問要請があった場合の支援について、「近隣の学校」とは浦安市立の小中学校のうち容易に移動できる距離の学校から派遣するという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。			
16	提案依頼書	P3	6	6.1	(7)	ICT支援員配置	いちよう学級猫実、いちよう学級入船より訪問要請があった場合の支援について、要請は訪問日までに事前確認ができるでしょうか。	いちよう学級猫実及びいちよう学級入船からの訪問要請については、訪問を要請する2営業日前までに受託者へ依頼するものとします。			
17	提案依頼書	P3	6	6.1	(7)	ICT支援員配置	いちよう学級猫実、いちよう学級入船より訪問要請があった場合の支援について、派遣元の近隣の学校での業務時間を削減し、いちよう学級への支援に充てるという認識でよいでしょうか。	差し支えありません。ただし、いちよう学級への支援については、RFPに記載の内容を最低限の基準とし、それ以上については提案の範囲とします。			
18	提案依頼書	P3	6	6.1	(7)	ICT支援員配置	いちよう学級猫実、いちよう学級入船より訪問要請があった場合の支援について、同日に学校間の移動が発生する可能性があるか。ある場合、学校間の移動時間は業務時間に含めてよいでしょうか。	含めることは差し支えませんが、ただし、いちよう学級への支援については、RFPに記載の内容を最低限の基準とし、それ以上については提案の範囲とします。			
19	提案依頼書	P3	6	6.3	(1)	夏季ICT活用講座	「夏季ICT活用講座」について、夏季休業中の3日間3講座(1日1講座)、実施時間は午後1時30分～午後4時30分とあるが、ICT支援員の拘束時間や派遣人数、参加される1日当たりの教職員数はどのくらいを想定すればよいか。令和6年度の実績を教えていただけないでしょうか。	本年度の実績として、研修時間は13:30～16:30、準備のため、実質の拘束時間は13:00～16:50です。派遣人数は5名で、参加教職員は16名でした。本年度は、ICT支援員ではない方に講師を依頼したため、その補助としてICT支援員に参加していただきました。			
20	提案依頼書	P3	6	6.3	(3)	夏季ICT活用講座	講義で使用するテキスト及び例題の作成並びに必要な部数の準備について、印刷は学校のプリンタを使用してよいでしょうか。	印刷については、学校のプリンターを使用することはできませんので、受託者でご用意ください。			
21	提案依頼書	P4	6	6.5	(2)	その他の要件	「納品された資料(=授業実践記録)については、都度受託者の許可を得ることなく学校へ公開できるものとする」とあるが、受託者以外に著作権・肖像権等が帰属する素材(画像、資料等)が掲載されている場合は、都度相談のうえ公開の可否を決定するという認識でよいでしょうか。	関係法令を遵守する必要があることから、都度相談するものとします。ただし、納品物は学校に公開することを前提にしていることから、受託者の責において、納品前に他社に帰属する権利がないかを一度確認し、委託者に打診するものとします。			
22	提案依頼書	P4	6	6.5	(2)	その他の要件	ICT活用の授業実践記録について、掲載する授業風景写真の肖像権等の許可取りは教育委員会または学校で行うという認識でよいでしょうか。	学校に帰属する権利については、市が対応するものとします。			

質疑回答書

案件名		ICT支援業務委託							
質疑NO	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問内容	回答	
23	提案依頼書	P4	6	6.5	(3)		その他の要件	定例会とは、「5(4)②各学校の支援状況を学期に1回指導課に報告する。」とは別の位置づけのものでしょうか。	位置づけとしては別になりますので、学期の報告は必要になりますが、定例会と同日に実施することは可能です。
24	提案依頼書	P4	8				守秘義務	「本業務で知り得た情報を市の断りなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。」とあるが、授業事例の共有のため市や個人情報に影響のない範囲で使用することは可能か。	原則非公開とします。ただし、第三者に授業事例の共有を行う場合に限っては、①目的 ②公開の範囲 ③授業実践例の内容 ④公開する資料や写真 など第三者に共有する予定の全てを明示した上で、市が承認した場合に限ります。
25	その他							ICT 支援員用に、各種ソフトウェア・サービスのアカウントを用意していただけるか。	学級用端末や学習者用端末のアプリ等の動作確認、実証検証業務のためにアカウントを発行します。
26	その他							学校訪問時、各校のPC またはタブレットをお借りして業務を行うことは可能か。	学級用端末や学習者用端末のアプリ等の動作確認、実証検証業務のために貸し出すことは可能ですが、報告書作成等の業務のためにタブレットを貸し出すことはできません。